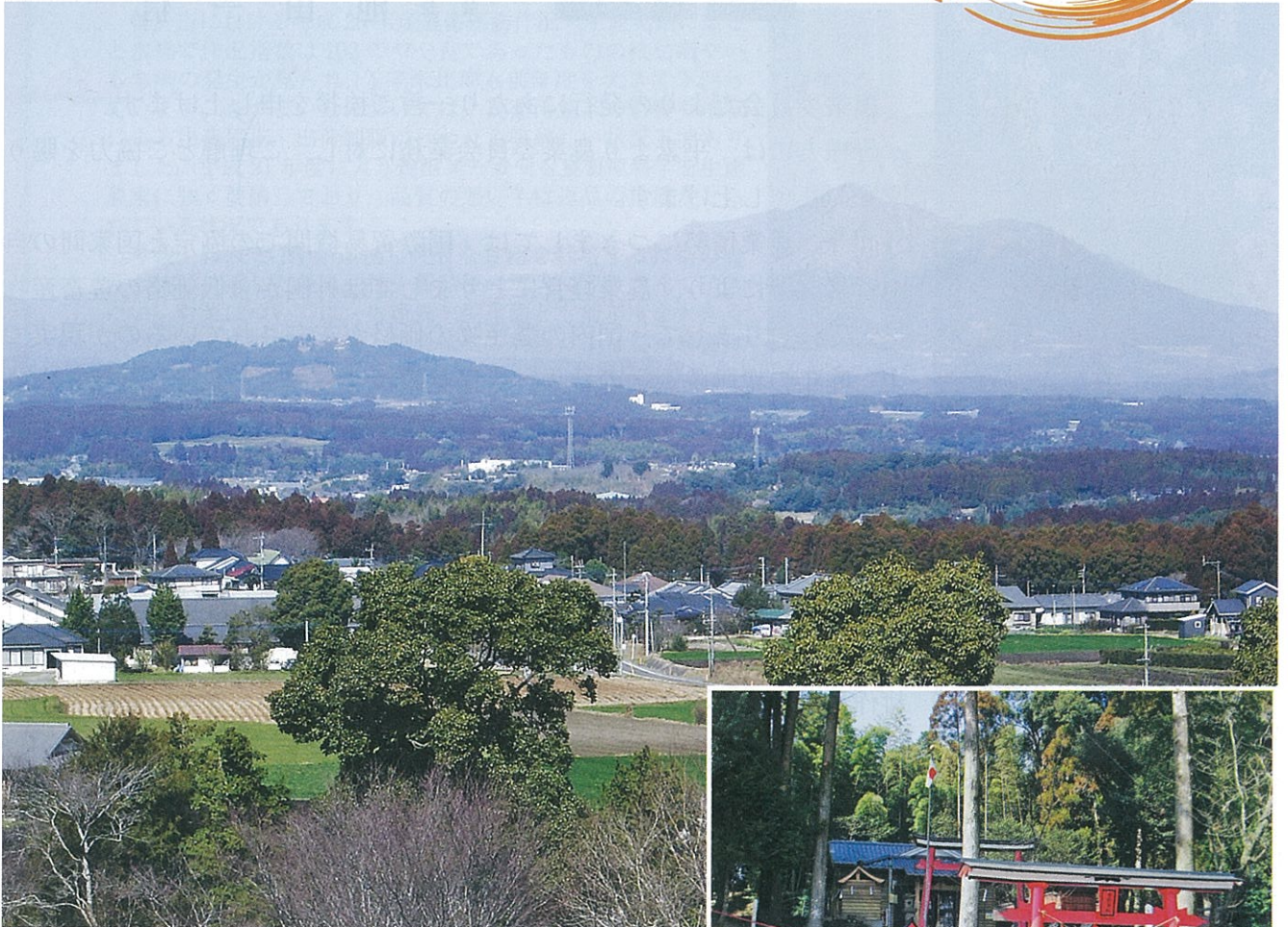




曾於市 Agriculture Committee Magazine of SŌO-City

# 農業委員会だより

平成 22 年 3 月発行〈第 5 号〉 曾於市農業委員会



豊かな自然の中で  
生命の鼓動を感じるまち



末吉町深川・熊野神社

## おもな内容

- ◇会長あいさつ
- ◇市長へ政策提言
- ◇農地転用等について
- ◇農業者年金制度について
- ◇認定農業者等の紹介
- ◇全国農業新聞の購読&農業委員名簿
- ◇別紙（農作業別標準賃金）



視察研修風景 佐賀市農業委員会





## 会長あいさつ

曾於市農業委員会

会長 池田 一 信

農業委員会だよりの発行にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素より農業委員会業務に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今の農業情勢につきましては、国際貿易機関での協定と国家間の自由貿易交渉により、農業経営にとりましては外国から低価格の農畜産物輸入等によりまして、国内の農産物の価格が左右されているのが現実です。昨年の衆議院選挙の結果、自民党政権から民主党政権に交代となり政権公約として色々な施策が示され、事業仕分けにより各種予算・補助金等の削減が行われ、政策の実行に向けた取り組みがなされています。

一方、米の戸別所得補償制度等新しい制度も設けられ、米作り農家への保護政策も打ち出されました。国内では食料自給率が40%を割り、自給率引き上げのため農地の有効利用を進め、自給率50%確保に向けた政策として農地法も一部改正施行されました。このことから遊休農地・耕作放棄地の解消と無断転用による農地面積の減少を防ぎ、企業による参入の要件が緩和され、条件さえ整えば農業経営が出来るようになり、自給率向上を図る政策が実施されました。

曾於市に於いても、年々農業従事者の高齢化に伴い耕作放棄地が増加し、平成20年度に実施しました農地パトロールの結果、657町歩近い耕作可能な遊休農地が放棄されていることが判明しました。これ等の遊休農地の解消策として、補助事業等を導入し農地に復元し、農家にあっせんする事等考えられます。この様な状況から各関係機関と連携しながら、問題解決にあたり耕作放棄地の減少を図りたいと思います。

農政面に於いては認定農業者との意見交換の場で提起されましたご意見や農政部会等でお出されました意見等を集約し、政策提言として市・県・国に対し建議しています。農業委員会としては曾於市の基幹産業であります農業振興を図るため、農地を守る立場から委員間の意志の疎通、統一を図り、与えられた全ての仕事に邁進していきたく思いますので、今後とも皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げます。



# 市長へ政策提言

平成 21 年 12 月 3 日、池田会長・財部会長職務代理・竹下農政部長・五位塚部会長代理が、池田市長に対し、下記の事項について政策提言をいたしました。

## 1 甘藷の新品種の導入確保と農業生産所得拡大及び食品加工施設等の誘致について

曾於市における平成 20 年産農畜産物作況・生産実績によると水稲で作況指数は 102 のやや良であったものの紋枯病やいもち病の発生が見られ、1 等米比率も前年度を大きく下回っています。さつまいもにおいては、農薬汚染米の影響や増収による出荷停止・出荷制限が行われる等厳しい状況下でありました。平成 21 年度に入り焼酎メーカーも良質原料芋を生産農家に強く要請しており、品質の悪い芋は返品措置がとられている状況であります。

今後、行政と JA が連携し良質な甘藷を栽培する技術の普及と焼酎に適した優良品種、新品種の導入に取り組んで頂きたい。野菜については、生産量・生産額とも前年度を大きく上回ったものの燃料価格、肥料価格の高騰により農業経営は依然として厳しい状況下におかれています。今後農業収益を上げるための手だてを構築し農業生産所得拡大のための施策を示して頂きたい。又、末吉工業団地に進出している横山食品、大隅に進出しているヤゴローフーズ等市内の食品会社への商品開発のための支援と併せて新たな農産加工会社の誘致を促進して頂きたい。



## 2 農業用ポリエステル、廃ビニールの一時保管場所及び堆肥ストックヤードの設置について

農業生産物の副産物である農業用ポリエステル、廃ビニールの回収については年間を通して決められた期日にて収集が行われており評価するところですが、これらの収集をいつでも収集できる一時保管場所の設置はできないのか検討頂きたい。

又、曾於市内における多くの農家は良質堆肥の供給を望んでおり、今後高品質の堆肥づくりを進め安定的に供給される体制の確立のため堆肥ストックヤードの設置を検討頂きたい。

## 3 畜産農家の支援について

肉用牛農家・養豚農家は飼料及び燃料の高騰が経営を圧迫している状況です。更に、せり市での子牛価格の低迷、不況によるものと思われる肉の販売不振で牛肉、豚肉ともに在庫を抱えていると聞いています。

このような中で、高齢牛、低能力牛の産子はせり市で安価な取引となっています。現在、曾於中央家畜市場における更新牛に対して導入時に 5 万円、自家保留時に 3 万円の補助金を支給するシステムがありますが、これは単年度事業でありますので、施策の延長を検討頂きたい。

## 4 遊休農地対策としての飼料稲の導入について

平成 21 年度深川地区区内で飼料米・飼料稲の栽培試験が実施されていますが、品種毎の収量・適性度・問題点を速やかに公表して頂きたい。

又、耕作放棄地・遊休農地の解消に向けて区画の整地・整理事業を導入するなど具体的なモデル地区を設置できないか検討頂きたい。

## 5 食育の推進と地産地消について

高齢化社会の到来とともに健康志向が高まり、食の安全性や健康によい食品成分への関心も高くなっています。そこで、「地産・地消」に取り組むと同時に、我が国や世界の食料事情についても広く市民に学習機会を提供するなど、積極的な食育の推進を図られるようお願いしたい。又、安心安全な曾於市産米・野菜・肉類の消費拡大のため学校給食から病院・公共性のある施設への拡大を図り、曾於市内で生産された食材の利用促進のための啓発活動に取り組んで頂きたい。

## 6 担い手の育成確保と異業種交流について

将来にわたって地域農業を担う意欲ある担い手の育成・確保に向けて行政及び農業団体が一体となって取り組む必要があります。

曾於市における認定農業者数は平成 21 年 9 月 30 日現在で 627 名となっています。アクションプログラムによる数値目標では平成 21 年度で 630 名であり 99.5% の達成率となっており高く評価できます。今後とも農業担い手である認定農業者育成確保については、更なる取り組みを期待します。

一方、他産業との交流の少ない意欲ある農業青年にとっては、異性との出会いの機会が少なく、独立した家庭の形成ができない農業青年が多く見られます。このような意欲ある農業青年のため、農業担い手と他産業との異業種交流を市長部局で計画され予算計上して頂きたい。



## 農地の転用には

# 許可が必要です!!



## 農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、例えば住宅、駐車場、山林・畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

## 申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、3支所の農業委員会（財部支所2階、末吉支所1階、大隅支所2階）で受け付けております。

締切日は、毎月10日（10日が土・日・祝日の場合は翌日）です。

### 4条申請・・・自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・くぬぎを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎等を建てる など

### 5条申請・・・他人名義の農地を買ってまたは借りて転用する場合

- 住宅を建てるため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など



★転用事業資金の総額が300万円を超える場合については、資金証明書（預貯金残高証明書や金融機関からの融資〔予定〕証明書等）の添付が必要となりました。

※仮設事務所など農地を一時的に利用する場合、盛り土などにより農地の形状を変更する場合にも、許可または届出が必要です。

事前に農業委員会へ相談されるようお願いいたします。

## 無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復命令を命ずることができます。

これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。



# 〔農地の相続等の届出のお願い〕

## 農地を相続したときは…

地元の農業委員会に届出をお願いします。



農業委員会では、例えば、相続した人が地元を離れていて、自分では手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。



農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。



手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越し下さい。

# 耕作放棄地の再生・利用を支援します！ (対象は農振農用地区域内の耕作放棄地)



## 「荒れた農地の再生」を支援

再生作業  
刈 払  
拔 根  
整 地  
等



- 荒れ具合に応じ 3万円又は5万円 / 10アール
- 重機等を用いた再生作業の経費の1/2を補助

## 「土づくり」を支援

土壌改良  
堆肥搬入  
緑肥栽培  
等



- 必要に応じ最大2年間5万円 / 10アール  
(2.5万円×2年)

## 「営農定着」を支援

再生した農地への作付け支援が受けられます。



- 作物を作付ける場合2.5万円を / 10アール  
\* 水田等有効活用促進交付金の対象作物は除く

## 支援事例

(事例1) 耕作放棄地を借りて再生・利用を行う場合

「荒れた農地の再生・土づくり」<sub>1年目</sub> → 「土づくり」<sub>2年目</sub> → 「営農定着」を支援<sub>3年目</sub>

(事例2) 自己所有している耕作放棄地の再生・利用を行う場合

「土づくり」<sub>1年目</sub> → 「土づくり・営農定着」を支援<sub>2年目</sub>

自力での耕作放棄地再生を条件に

## その他の支援

加工・販売、施設整備(営農用ハウス・鳥獣被害防止など)の支援

\* 支援の内容の詳細は、曾於市耕作放棄地対策協議会・農業委員会等へお問い合わせ下さい。



# 農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、**年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特定保険料」は、政策支援（下記表1参照・国庫補助）

を受ける場合の保険料です。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額为国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表 1】

区分	補助対象者	国庫補助額（ ）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	4,000円 (16,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		—

### 新規加入者の声

21年度の農業者年金に夫婦揃って新規加入されました。

「掛け金を選択でき、積み立て方式で掛け金が全額控除されるからいいですね。老後が楽しみです。」とのことでした。



吉村祐一さん（43歳）と妻・百合子さん（43歳）

### 受給者の声

21年度から福留イツ子さんが新規受給者になりました。女性の加入者は珍しく夫の辰男さん（元大隅町農業委員会会長）の勧めで女性では第1号の加入だったそうです。少しでも貰うと嬉しいですと言われ、「キバランなら。」と笑顔で牛舎に向かわれました。



福留辰男さん（69歳）と妻・イツ子さん（65歳）

大隅町月野恒吉（肉用牛一貫経営）



# 認定 農業者紹介



曾於市財部町北俣 2494 番地（西村自治会）にお住まいの西村一己さん（42 歳）は、平成元年に県立農業大学校卒業を期に就農し、両親と繁殖牛 13 頭・肥育牛 7 頭で本格的に肉用牛繁殖経営を開始。さらに、平成 16 年には家畜人工授精を開業され、現在では自家保留・各種導入事業を利用しながら繁殖牛 32 頭、育成牛 10 頭、肥育牛 2 頭の経営に一生懸命です。

経営の概要は、繁殖牛舎 232 m<sup>2</sup>、子牛牛舎 58 m<sup>2</sup>、堆肥舎 100 m<sup>2</sup>、トラクター他飼料作物収穫調整用機械一式、飼料畑 660 a、水田面積 70 a、特用林産 30 a（シキミ・サカキ・ワラビ）などの規模拡大に両親と共に日々頑張っておられます。



## 霧島ぐるり一周鉄道ツアー・愛会い列車の旅

財部駅やまびこ館を出発して、日豊本線（隼人駅）から肥薩線（嘉例川駅・横川駅）吉都線（吉松駅・都城駅）、そして再び日豊本線で財部駅まで、のんびり列車の旅を女性農業委員 3 名を中心にたくさんの方々の協力を頂きながら、独身の男女の出逢いの場づくりを企画しました。当日は担い手農家の男性を中心に男性 13 名、女性 6 名、スタッフ 7 名の総勢 26 名で実施しました。



車窓からの美しい紅葉を眺めながら、会話も弾みビンゴゲームやクイズなどを楽しみ、吉松駅前旅館での美味しい昼食や温泉入浴など和気あいあいの中、楽しい出逢いの場になりました。また、この様な企画を考えながら私たち農業委員は皆さまのお役に立てるよう頑張ります。



# “全国農業新聞”の購読を!



全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している“農業者のための情報誌”です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。

毎週金曜日発行  
定価 月600円(送料を含む)

申し込みは…  
曾於市農業委員会事務局(財部支所内・☎0986-72-0947)  
末吉分室(☎0986-76-8818)、大隅分室(☎099-482-5959)

## 曾於市農業委員名簿

議席番号	氏名	農地部会	電話番号	役職名
1	池田 一信	(末吉地区)	0986-76-5247	会長
2	徳永 孝志	(末吉地区)	0986-76-4929	
3	吉満 忠吉	(財部地区)	0986-72-3917	財部地区農地部会長代理
4	林 勝義	(大隅地区)	099-483-1411	大隅地区農地部会長
5	久永 正美	(末吉地区)	0986-76-4571	
6	今鶴 治信	(末吉地区)	0986-76-6086	
7	平川 則昭	(大隅地区)	099-482-4914	
8	福岡 義信	(財部地区)	0986-72-3298	財部地区農地部会長
9	石脇 勝	(末吉地区)	0986-78-1758	末吉地区農地部会長代理
10	村山 壯市	(末吉地区)	0986-76-2631	
11	天辰 八郎	(大隅地区)	099-482-2470	
12	竹之内 孝夫	(末吉地区)	0986-76-3565	末吉地区農地部会長
13				
14	財部 秋雄	(大隅地区)	099-482-1547	会長職務代理者
15	光行 純市	(末吉地区)	0986-76-4688	
16	坂野 トメ	(大隅地区)	099-483-1151	
17	漆間 純明	(大隅地区)	099-482-1293	
18	末平 文明	(財部地区)	0986-72-2229	

議席番号	氏名	農地部会	電話番号	役職名
19	森岡 俊弘	(末吉地区)	0986-76-0092	
20	川畑 和郎	(財部地区)	0986-72-3434	
21	山ノ内ひさえ	(財部地区)	0986-72-1853	
22	川添 徳夫	(財部地区)	0986-74-2253	
23	森山 清美	(大隅地区)	099-484-1087	
24	迫 将嗣	(末吉地区)	0986-76-3974	
25	竹元 守	(大隅地区)	099-482-3845	
26	長野 修治	(財部地区)	0986-72-2717	
27				
28	五位塚 剛	(末吉地区)	0986-79-1935	農政部会長代理
29	中迫 琢美	(大隅地区)	099-484-4307	
30	岩切 睦夫	(末吉地区)	0986-76-6239	
31	西 聡一郎	(財部地区)	0986-75-1655	
32	鶴田 順二	(大隅地区)	099-484-1073	大隅地区農地部会長代理
33	豊永 峯雄	(大隅地区)	099-483-1477	
34	竹下一 成	(大隅地区)	099-482-1294	農政部会長
35	小倉 範房	(財部地区)	0986-72-3502	
36	堀留 美津子	(末吉地区)	0986-79-1933	

## 農地等についてのご相談は、お近くの農業委員まで!

### 《編集後記》

3月を迎え、今回第5号の「農業委員会だより」を市民の皆様にお届けすることになりました。農地等についてのいろいろな疑問や質問、農業者年金等につきましては、最寄りの農業委員はもとより、農業委員会事務局(財部支所内)、末吉・大隅両分室へお気軽にお尋ねください。